

## 1 埼玉県立特別支援学校における医療的ケア

### □ 埼玉県立特別支援学校医療的ケア実施ガイドライン

- ・ 埼玉県においては、医療的ケアを教育活動の一部としてとらえ、自立活動の観点を踏まえて実施
- ・ たんの吸引、栄養剤の注入、薬剤・水分の吸入、導尿、酸素療法を医療的ケアの対象として実施

### ※自立活動

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

- |         |          |             |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成   |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き  | 6 コミュニケーション |

### □ 人工呼吸器を装着している児童等の対応

- ・ 保護者は校内別室待機
- ・ 令和4年度は、人工呼吸器装着児童等の保護者が付添いをせず、人工呼吸器の管理を看護教員等が行うモデルケースを実施

## 2 県立特別支援学校における医療的ケアの変遷

### □ 平成14年度

医療的ケア児が多く在籍する肢体不自由養護学校6校にて医療的ケアを試行的に実施。(たんの吸引・栄養剤の注入・薬剤の吸入・導尿) 医師の巡回指導及び非常勤嘱託看護師の配置

### □ 平成16年度

医療的ケアの教育的意義を踏まえ、肢体不自由養護学校に自立活動担当教員として看護教員を配置

医療的ケアを実施するにあたってのガイドラインを策定し、看護教員、教員、養護教諭の役割を明確化

### □ 平成21年度

肢体不自由特別支援学校の他、知的障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校でも医療的ケアを実施

### □ 平成24年度

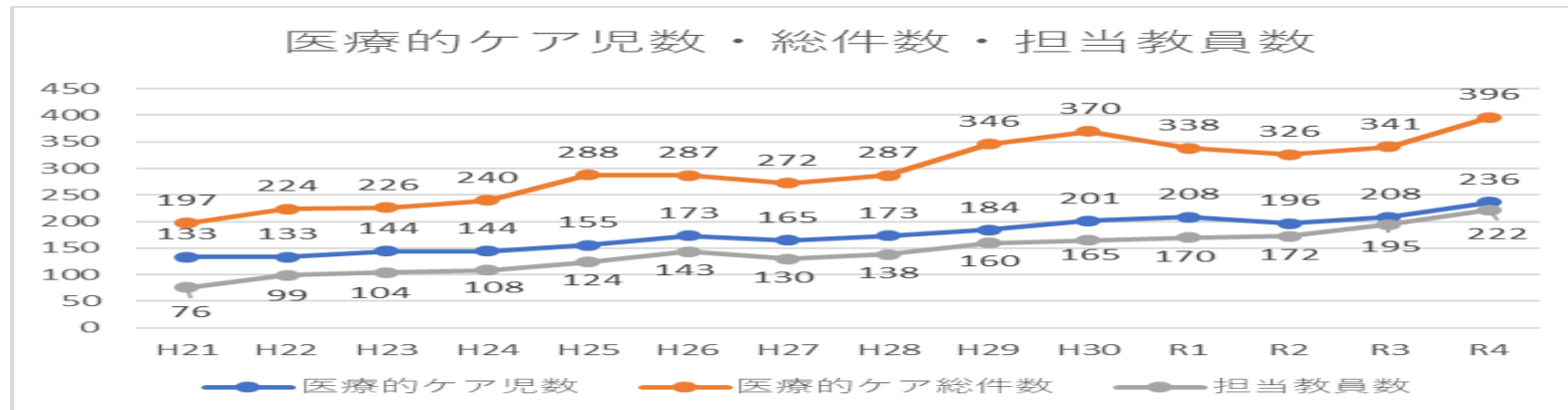
酸素療法についても学校における医療的ケアの対象とし、看護教員が実施

### □ 令和4年度

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、人工呼吸器装着児童等の保護者が付添いをせず、人工呼吸器の管理を看護教員等が行うモデルケースを4校で実施(R4.12月現在5ケース)

## 3 医療的ケア児及び看護師等の現状

### □ 医療的ケアを実施している幼児児童生徒数等



### □ 令和4年度 医療的ケア児数と看護師、担当教員数 (R4. 4月)

	熊谷	越谷	和光	日高	宮代	川島 ひば	蓮田	秩父	所沢 おそら	大宮 ろ	坂戸 ろ	騎西	上尾	上尾 かしの木	戸田 かけはし	計
医療時ケア児数	18	50	33	28	26	34	12	5	16	5	2	3	1	2	1	236
看護教員	3	4	3	3	3	5	2	1	2	1	1					28
非常勤看護師	1	4	1	2	3	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	28
担当教員	6	46	30	33	44	27	13	3	16	4						222

※看護教員・・・看護師資格を有する教諭・助教諭

※担当教員・・・認定特定行為業務従事者。県が実施する研修を受講し認定を受けると、特定の医療的ケア児に対して、吸引や注入といった特定行為を行うことが可能。

### □ 令和4年度医療的ケアの内容別件数（延べ件数）

吸引	注入	吸入	導尿	酸素療法	計	人工呼吸器
152	192	14	21	17	396	20人

## 4 医療的ケア体制整備事業

運営協議会の設置	医師等を含む協議会で、各学校の課題等の整理、ガイドラインの見直しを実施
相談医の配置	医療的ケアの個別のマニュアル・手技の指導、校内委員会への助言
担当教員の育成	担当教員研修会（認定特定行為業務従事者研修（3号研修））の実施
校内体制の強化	ヒヤリハット研修の実施、養護教諭・看護教員合同研修会の実施
看護師の資質向上	看護協会主催の研修会への参加、研修会の実施

## 5 保護者協力の現状

保護者による送迎	・ 医療的ケア児は、安全面への配慮から、原則保護者が送迎
保護者付添い【4月～5月及び泊を伴う行事】	・ 医療的ケア開始までの準備（手技の引継ぎ、相談医の指導・助言等）のため、入学後2か月ほど保護者による医療的ケアの実施 ・ 修学旅行などの泊を伴う行事では、夜間の医療的ケアなど学校で実施していない医療的ケアは保護者が実施

### ☆ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

- ・ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮
- ・ 医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児及びその家族に対し、専門的に支援

## 6 埼玉県医療的ケア児等支援センター等との連携

### 医療的ケア児等支援センターの開設について

医療的ケア児及びその家族に対する支援の拠点として、「埼玉県医療的ケア児等支援センター」を開設（令和5年1月25日）。

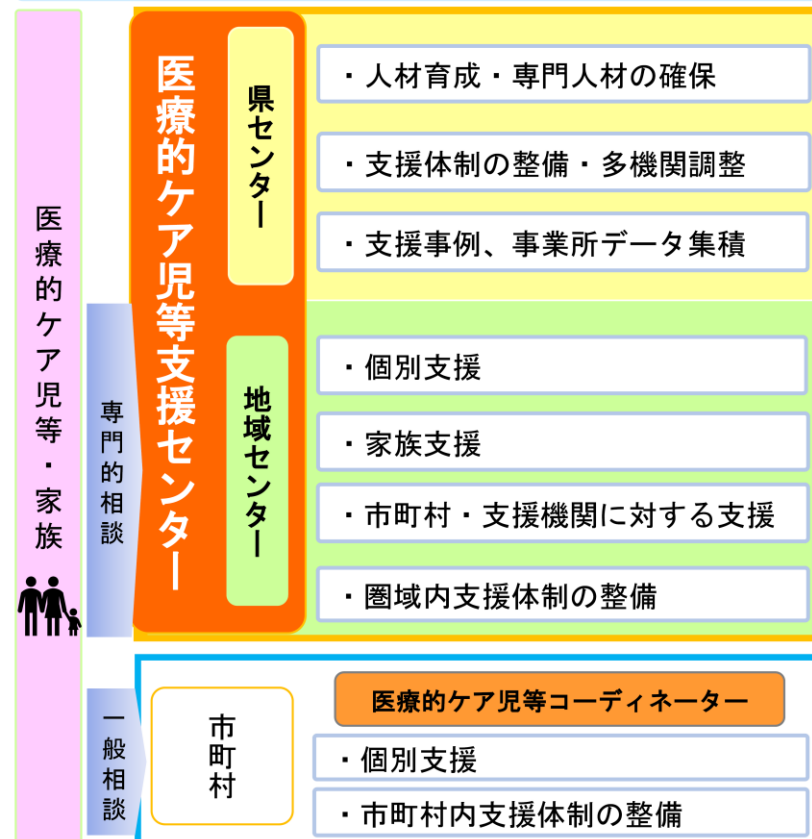
#### 1 県センター

- (1) 所在 発達障害総合支援センター内  
(さいたま市中央区新都心)
- (2) 主な役割・機能
  - ・人材育成、専門的人材の確保
  - ・支援体制の整備、多機関調整 等

#### 2 地域センター

- (1) 委託先 社会福祉法人埼玉医大福祉会  
カルガモの家（川越市鴨田）  
※医療型障害児入所施設
- (2) 主な役割・機能
  - ・個別支援  
(どこに相談したらよいか分からない方のための一元的な相談窓口)
  - ・家族支援
  - ・市町村、支援機関に対する支援 等

#### 3 本県における医療的ケア児等の支援体制



## 7 今後の課題

### □ 医療的ケア児支援のための学校体制整備の充実

- 看護教員、非常勤看護師、担当教員の配置の在り方など、学校内の体制整備はどうあるべきか。
- 医療的ケア児の主治医が在籍する学校から遠方の場合の、緊急時等の医師・医療機関との連携協力体制についてどのようなことが考えられるか。

### □ 医療的ケア児の保護者への支援の充実

- 通学時の保護者送迎についてどのような支援をしていくべきか。
- 入学・転入学の医療的ケア児のケア開始までの期間(4~5月)や泊を伴う行事の夜間の医療的ケアについてどのような支援をしていくべきか。

### □ 埼玉県医療的ケア児等支援センター等、医療・福祉部門との連携

- 就学前施設、放課後等デイサービス、卒業後の施設と、どういった情報共有を図っていくべきか。